

財団法人かながわ廃棄物処理事業団の破産手続について

平成 8 年度に神奈川県、川崎市及び本市が中心となって設立した財団法人かながわ廃棄物処理事業団（以下「事業団」という）は、13 年度から川崎市内で「かながわクリーンセンター」を運営していましたが、景気の低迷などから経営状況が厳しくなり、搬入量確保、経費の削減など経営改善に取り組んできました。

しかし、処理単価の下落など予想以上の収益悪化により、平成 21 年度末で解散し、民間事業者（株式会社クレハ環境）に事業譲渡しました。

【事業団破産に係る経過】

○ 平成 22 年 3 月 31 日 事業団解散

事業団は 3 月 31 日に解散し、清算業務を行う清算法人に移行しました。

○ 4 月 6 日 株式会社日本政策投資銀行に対して損失補償を履行

神奈川県、川崎市及び本市の三公共団体は、(株)日本政策投資銀行に対して損失補償（各団体それぞれ約 11 億 6 千万円）を履行し、同日付で同行の債権が三公共団体に譲渡されました。

※この損失補償は、事業団が施設建設費の一部について、(株)日本政策投資銀行から無利子・低利子融資を受ける際に、三公共団体が議会の議決を経て(株)日本政策投資銀行と損失補償契約を締結したものです。

○ 4 月 28 日 東京地方裁判所より破産手続開始決定

東京地方裁判所は事業団の破産手続開始を決定し、破産管財人を選任しました。

○ 6 月 1 日 破産管財人に債権届出書提出

本市は、約 20 億 7 千万円の債権届出書を破産管財人に提出しました。

（内訳：公共貸付金、約 9 億円。損失補償により譲渡された債権、約 11 億 7 千万円。）

○ 今後の予定

7 月 20 日に債権者集会、その後、破産管財人により、債権、債務が整理され、残余財産の配当が行われ破産手続が終了する予定となっております。